

役 員 名 簿

施設名称（宮田保育園）

	氏 名	役 職 名	就 任 期 間
1	和 田 隆 司	理 事 長	令和3年6月18日から令和5年定時評議員会の終結時まで
2	堤 武 久	業務執行理事	令和3年6月18日から令和5年定時評議員会の終結時まで
3	小笠原 光 春	理 事	令和3年6月18日から令和5年定時評議員会の終結時まで
4	太 田 柳 子	理 事	令和3年6月18日から令和5年定時評議員会の終結時まで
5	今 睦 子	理 事	令和3年6月18日から令和5年定時評議員会の終結時まで
6	小笠原 裕	理 事	令和3年6月18日から令和5年定時評議員会の終結時まで
7	渡 邊 敏 昌	監 事	令和3年6月18日から令和5年定時評議員会の終結時まで
8	山 崎 金 一	監 事	令和3年6月18日から令和5年定時評議員会の終結時まで
9			
10			
11			
12			

評 議 員 名 簿

施設名称（宮田保育園）

	氏 名	役 職 名	就 任 期 間
1	和 田 司	評 議 員	令和3年6月18日から令和7年定時評議員会の終結時まで
2	和 田 克 則	評 議 員	令和3年6月18日から令和7年定時評議員会の終結時まで
3	横 内 秀 子	評 議 員	令和3年6月18日から令和7年定時評議員会の終結時まで
4	太 田 あ け み	評 議 員	令和3年6月18日から令和7年定時評議員会の終結時まで
5	花 田 鈴 子	評 議 員	令和2年3月28日から令和5年定時評議員会の終結時まで
6	齊 藤 清 治	評 議 員	令和2年3月28日から令和5年定時評議員会の終結時まで
7	佐 藤 和 世	評 議 員	令和2年3月28日から令和5年定時評議員会の終結時まで
8			
9			
10			
11			
12			

評議員選任・解任委員名簿

施設名称（宮田保育園）

	氏 名	委員の構成	就 任 期 間
1	若 山 顕	外 部 委 員	令和3年6月18日から令和7年定時評議員会の終結時まで
2	渡 邊 敏 昌	監 事	令和3年6月18日から令和7年定時評議員会の終結時まで
3	和 田 匡 史	事 務 局 員	令和3年6月18日から令和7年定時評議員会の終結時まで
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

社会福祉法人 ぎんなん会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぎんなん会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 この法人は、役員(理事及び監事)に対して、報酬等として支給することができる。

2 評議員の報酬等は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬の決定)

第3条 役員の報酬は、別に定める「理事の報酬」を勘案して、評議員会の承認を得て決めるものとする。

2 理事に対する報酬は、別記1「理事の報酬」に定める額とする。

3 監事に対する報酬は、別記1「理事の報酬」を勘案して、定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議において定める。

(補 足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日(定時評議員会の決議日)から施行する。

別記 1 理事の報酬

理事：理事の報酬は、無報酬とする。

別記 2 監事の報酬

監事：監事の報酬は、無報酬とする。